

通院中の患者様へ

当院では、令和2年3月より新型コロナウイルス感染症にかかわる診療報酬上の臨時的な取り扱いの特例措置において、慢性疾患で定期診療(予約)される患者のうち医師が電話での診察が可能と判断した患者様には時限的に電話再診を行ってまいりましたが、厚生労働省よりこの特例措置は令和5年7月31日をもって終了すると通達がありました。

それに伴い当院での電話再診は令和5年7月31日をもって終了とさせていただきます。

8月1日から処方箋発行については、従来どおり外来を受診していただきますようご理解とご協力をお願いいたします。

きしろメンタルクリニック
院長